


2 主な施策の体系

- ▶ 都道府県計画は、福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項をはじめ、社会福祉法に規定する5つの事項を一体的に策定することとされています。
- ▶ このことを踏まえ、本計画では、次の5つを施策の柱に定め、重点的な取組として位置付けることにより、「目指す姿」の実現に向けて、各般の施策を総合的に推進していきます。








第2期 北海道地域福祉支援計画の施策体系

〔計画期間〕
令和6～11年度

主題 安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現

共通理念 市町村における地域福祉の支援（法第108条）

社会福祉法に規定される5つの柱と各々に対応する施策項目


1		<p>市町村の体制づくり [P15～]</p> <p>【1】 地域福祉計画の推進支援 【2】 市町村の地域特性に応じた広域的支援 【3】 地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり</p>	[P15～]
2		<p>福祉共通の仕組みづくり [P21～]</p> <p>【1】 セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実 【2】 制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築 【3】 居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援</p>	[P21～]
3		<p>地域福祉を支える人づくり [P35～]</p> <p>【1】 地域福祉を担う人材の確保と資質向上 【2】 地域福祉を支える人材の養成 【3】 地域福祉の核となる次世代の育成</p>	[P35～]
4		<p>支え合いの基盤づくり [P43～]</p> <p>【1】 福祉に関する相談支援体制の確立 【2】 地域福祉の基盤となる体制づくり 【3】 福祉サービスにおける基盤整備の促進</p>	[P43～]
5		<p>暮らしやすい地域づくり [P52～]</p> <p>【1】 住民主体による支え合いの地域づくり 【2】 ユニバーサルデザインと多文化共生のまちづくり 【3】 災害時に備えた地域支援体制の構築</p>	[P52～]

1 Point: 「施策の柱」設定の考え方
都道府県計画の役割である「市町村支援」や「福祉共通の取組推進」を一層明確化するとともに、法定5項目との並びを整理。

2 Point: 「施策項目」記載の考え方
福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項のうち、特に重要な取組（市町村支援、生活困窮者支援、重層事業、孤独・孤立対策等）を重点的に記載。

2 主な施策の体系

- ▶ 都道府県計画は、福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項をはじめ、社会福祉法に規定する5つの事項を一体的に策定することとされています。
- ▶ このことを踏まえ、本計画では、次の5つを施策の柱に定め、重点的な取組として位置付けることにより、「目指す姿」の実現に向けて、各般の施策を総合的に推進していきます。



第2期 北海道地域福祉支援計画の施策体系

「住民参加」を
共通理念の1つ
として追記






安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現

共通理念

住民参加による地域福祉の推進（法第4条）

市町村における地域福祉の支援（法第108条）

社会福祉法に規定される5つの柱と各々に対応する施策項目

1		<p>市町村の体制づくり [P15~]</p> <p>【1】 地域福祉計画の推進支援 【2】 市町村の地域特性に応じた広域的支援 【3】 地域福祉の推進に関する情報提供や認識共有の場づくり</p>
2		<p>福祉共通の仕組みづくり [P21~]</p> <p>【1】 セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実 【2】 制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築 【3】 居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援</p>
3		<p>地域福祉を支える人づくり [P35~]</p> <p>【1】 地域福祉を担う人材の確保と資質向上 【2】 地域福祉を支える人材の養成 【3】 地域福祉の核となる次世代の育成</p>
4		<p>支え合いの基盤づくり [P43~]</p> <p>【1】 福祉に関する相談支援体制の確立 【2】 地域福祉の基盤となる体制づくり 【3】 福祉サービスにおける基盤整備の促進</p>
5		<p>暮らしやすい地域づくり [P52~]</p> <p>【1】 住民主体による支え合いの地域づくり 【2】 ユニバーサルデザインと多文化共生のまちづくり 【3】 災害時に備えた地域支援体制の構築</p>

1 Point: 「施策の柱」設定の考え方

都道府県計画の役割である「市町村支援」や「福祉共通の取組推進」を一層明確化するとともに、法定5項目との並びを整理。

2 Point: 「施策項目」記載の考え方

福祉の各分野で共通的に取り組むべき事項のうち、特に重要な取組（市町村支援、生活困窮者支援、重層事業、孤独・孤立対策等）を重点的に記載。

修正前（素案・たたき台）

④ ひきこもりの状態にある方への支援

ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指すとされています。

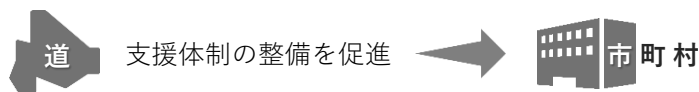
平成30年度に行われた国の調査結果によると、40歳以上64歳以下でひきこもりの状態にある方は推計61万人に上り、その状態となって7年以上経つ方が約50%を占めているなど、若年層のみならず、中高年の存在や期間の長期化が明らかとなりました。

ひきこもりの状態が長期化すると、孤独感や無力感が高まり、そこから脱出が難しくなるほか、自信を喪失し、自己否定感を抱くことが多く、精神的な症状を伴う場合もあります。

こうしたことから、当事者やその家族が身近な地域で支援を受けられる環境づくりに向け、道では、「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもりに特化した専門的な相談対応を行っています。

また、道の精神保健福祉センターや各保健所、生活困窮者自立支援制度による自立相談支援機関においても相談支援を実施しているところであり、当事者やその家族にとってより身近な市町村については、ひきこもりに関する相談窓口の明確化や居場所づくりなどの取組が円滑に行われるよう、体制整備を支援していきます。

ひきこもりの状態にある方への支援の概要



ひきこもり地域支援センター

- 相談支援（窓口周知）
- 居場所づくり
- 連絡協議会・ネットワークづくり
- 当事者会・家族会の開催
- 住民向け説明会・研修会の開催

精神保健福祉センター

各保健所

保健医療

より身近な相談支援の段階的な充実

- 市町村窓口での相談支援
- 重層事業の包括的相談支援
- 自立相談支援機関の相談支援
- 地域包括支援センターの総合相談

〔医療機関や雇用関係機関、家族会などとも連携しながら支援を実施〕

ひきこもり VOICE STATION

知る、考える。みんなが生きやすい社会へ。

④ ひきこもりの状態にある方への支援

ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指すとされています。

平成30年度に行われた国の調査結果では、40歳以上64歳以下でひきこもりの状態にある方は推計61万人に上り、その状態となって7年以上経つ方が約50%を占めているなど、若年層のみならず、中高年の存在や期間の長期化が明らかとなりました。

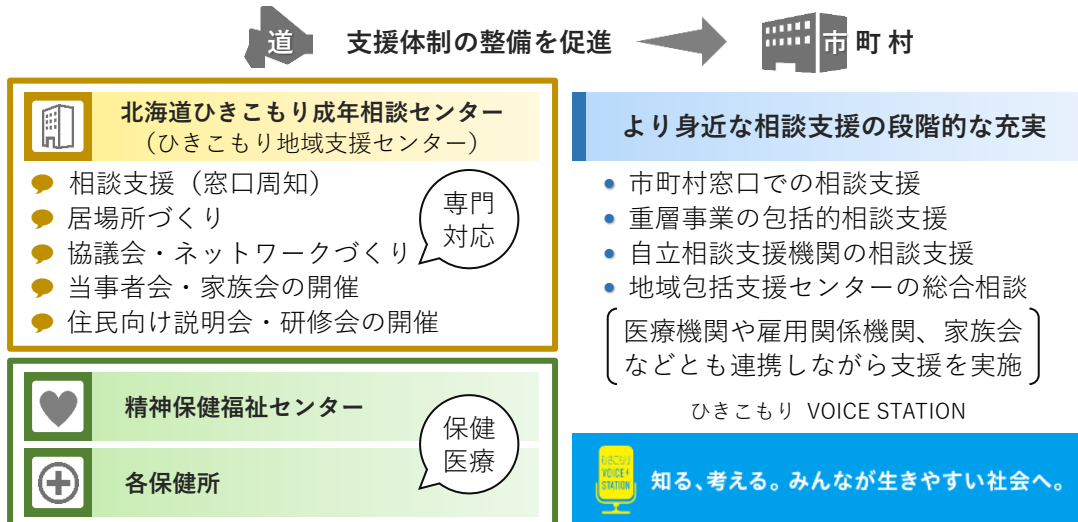
また、令和4年度の調査では、15歳から64歳までを対象としており、ひきこもりの状態にある方の数は約146万人と推計されています。

ひきこもりの状態が長期化すると、孤独感や無力感が高まり、そこから社会参加が難しくなるほか、自信を喪失し、自己否定感を抱くこと、精神的な症状を伴う場合もあります。

直近の国調査
による推計値を
追記

このことから、当事者や家族が身近な地域で支援を受けられる環境づくりに向け、道では、「北海道ひきこもり成年相談センター」を設置し、ひきこもりに特化した専門的な相談対応を行うとともに、道の精神保健福祉センターや各保健所、自立相談支援機関においても相談支援を実施しているほか、当事者や家族により身近な市町村において、ひきこもりに関する相談窓口の明確化や居場所づくりなどの取組が円滑に行われるよう、その体制整備を支援していきます。

ひきこもりの状態にある方への支援の概要



(3) 具体的な取組

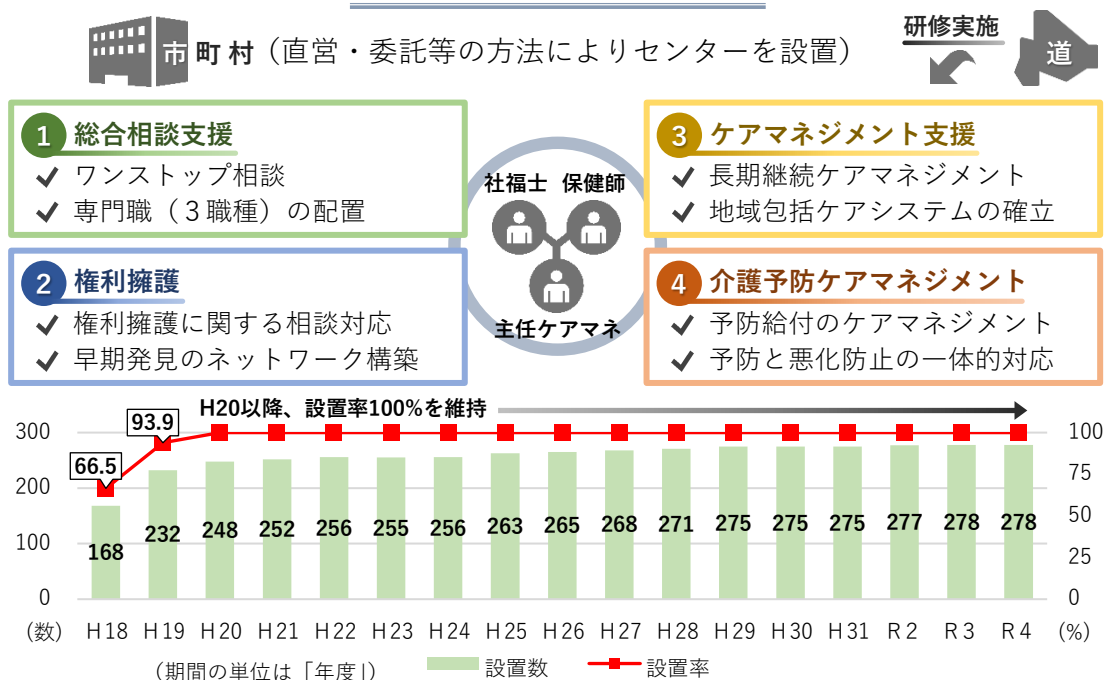
① 地域包括支援センターの機能充実に向けた取組

介護保険制度による「地域包括ケアシステム」は、高齢化の急速な進展に伴う医療・介護ニーズの増加を背景に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みであり、都道府県や市町村が地域の特性に応じて構築していくこととされています。

市町村が設置する地域包括支援センターは、こうした取組を進めていくための中核的な機関に位置付けられており、社会福祉士等の専門職が住民からの各種相談を幅広く受け付けて制度横断的な支援を実施するとともに、権利擁護や介護予防ケアマネジメントなどを行う相談機関として、全国全ての市町村に令和4年時点で計5,404か所が設置され、道内では計278か所となっています。

当該センターが地域包括ケアの要として、高齢化の進展への的確な対応をはじめ、制度横断的な多機関の協働に中心的な役割を担うことができるよう、道では、センター職員の知識・技術習得や資質向上を図るための研修を実施しており、こうした取組を通じて、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を図っていきます。

地域包括支援センターの概要



「高齢・障がい・児童の3分野における主な相談支援体制」として全面的に修正。

(3) 具体的な取組

① 福祉の各分野における包括的な支援体制の整備

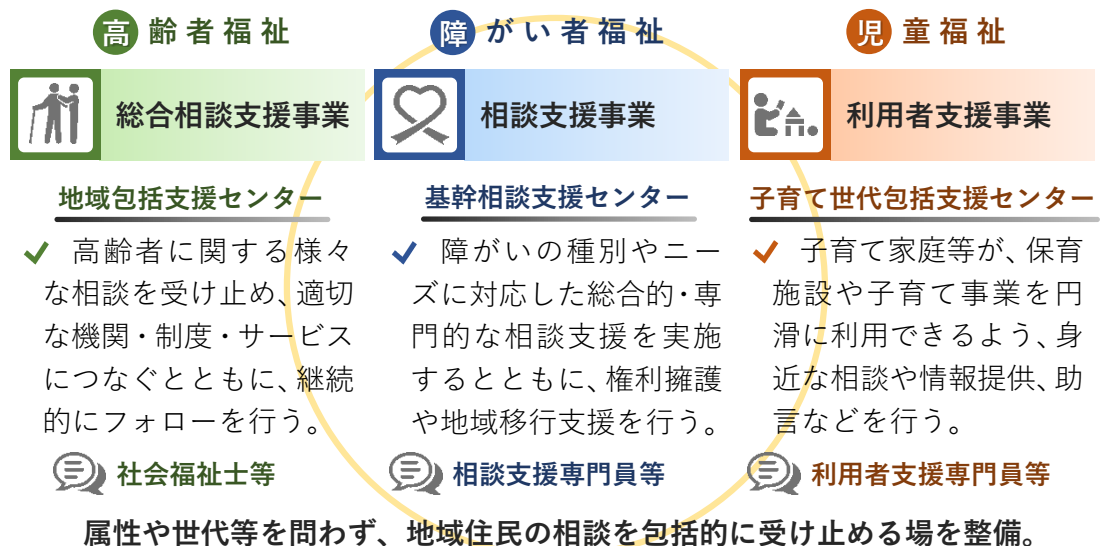
地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備するためには、ボランティアや市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉の各分野における行政や事業者が、相談者の属性・世代・内容に関わらず相談対応を行い、相談者の課題を整理の上で、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行うことが必要です。

福祉の各制度に基づく相談支援体制として主なものは、高齢者・障がい者・児童の分野でみると次のとおりであり、これらについて、地域の実情に応じ、適切な事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うことが重要となります。

- 高齢者福祉分野では、介護保険法による総合相談支援事業（地域包括支援センター）
- 障がい者福祉分野では、障害者総合支援法による相談支援事業（基幹相談支援センター）
- 児童福祉分野では、子ども・子育て支援法による利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

このことを踏まえ、道では、職員向け研修や取組例の情報提供などを通じ、各事業の円滑な実施を支援することで、市町村における福祉サービスに係る相談体制の整備を促進していきます。

福祉の各制度における主な相談支援体制の概要



修正前（素案・たたき台）

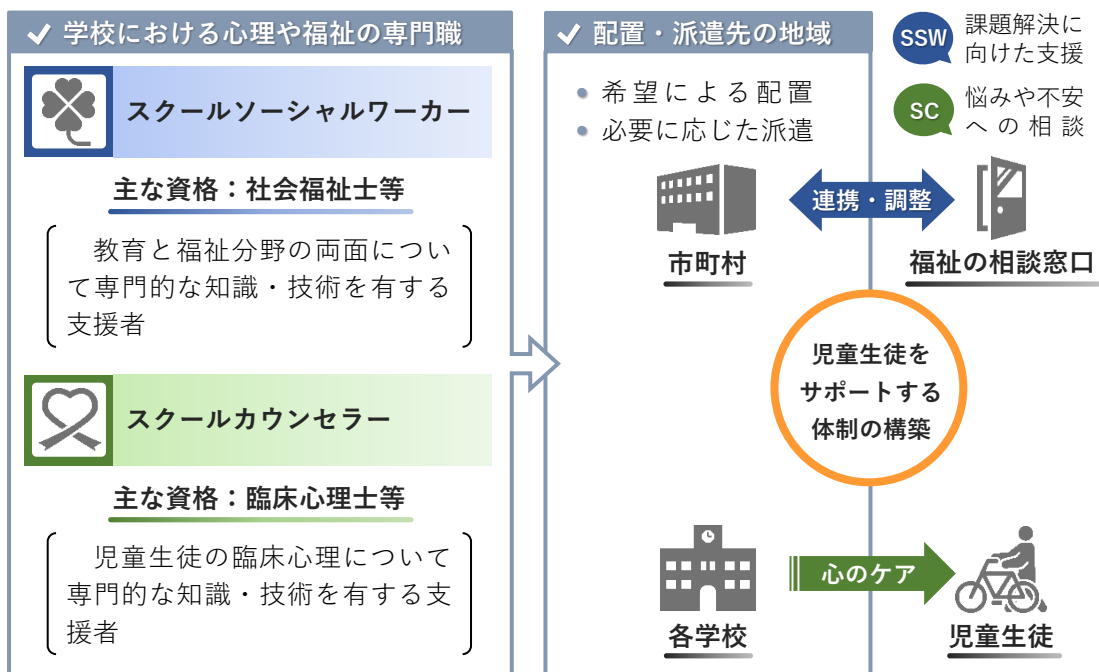
② 児童生徒が抱える課題に対する教育相談体制の充実

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等は、教育上の大きな課題であり、その背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭や友人関係、地域、学校といった環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

児童生徒が置かれている様々な環境に着目し、学校の枠を越えて、関係機関との連携を一層強化しつつ、課題解決を図っていくためには、教育現場におけるコーディネーター的な存在が必要であることから、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくことが求められています。

道の教育委員会では、市町村の希望を踏まえてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を進めるとともに、未配置の地域や学校にも派遣する取組を行っており、市町村や学校の状況に応じて重点的な派遣を検討するほか、教職員等への研修や関係機関による協議会の開催などを通じ、学校と行政機関との連携体制を強化していきます。

スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制充実の取組概要



② 児童生徒が抱える課題に対する教育相談体制の充実

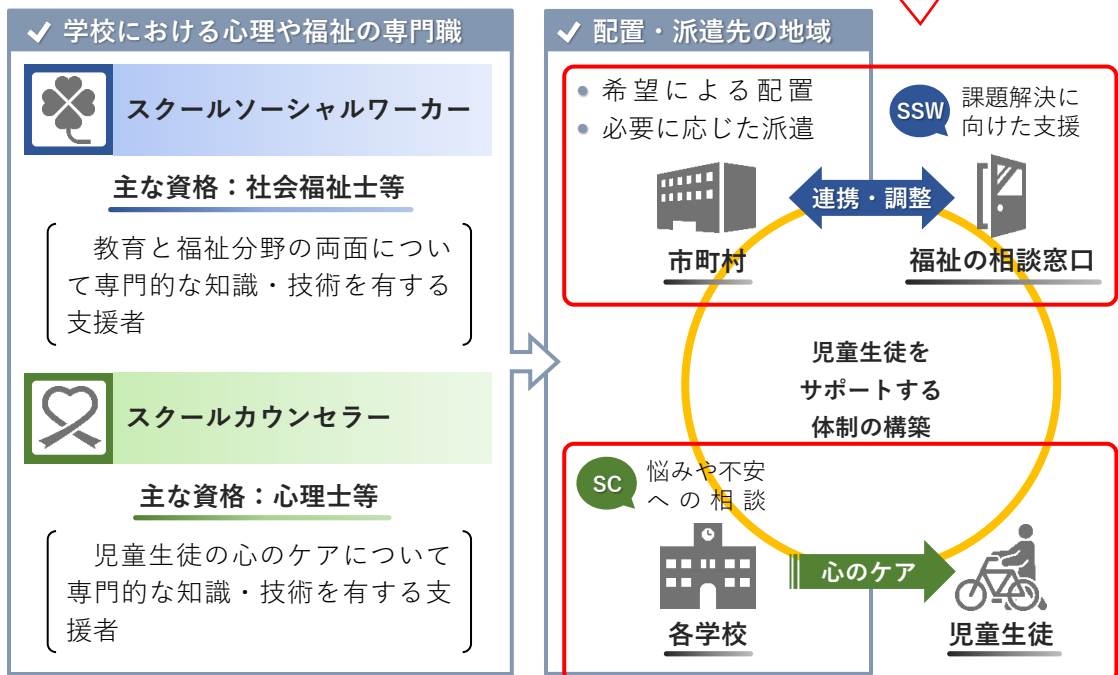
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等は、教育上の大きな課題であり、その背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭や友人関係、地域、学校といった環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

児童生徒が置かれている様々な環境に着目し、学校の枠を越えて、関係機関との連携を一層強化しつつ、課題解決を図っていくためには、教育現場におけるコーディネーター的な存在が必要であることから、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくことが求められています。

道の教育委員会では、市町村の希望を踏まえてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を進めるとともに、未配置の地域や学校にも派遣する取組を行っており、市町村や学校の状況に応じて重点的な派遣を検討するほか、教職員等への研修や関係機関による協議会の開催などを通じ、学校と行政の連携を強化していきます。

SSWとSCの働きかけ先が明瞭となるよう修正

スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の構築



施策項目

【3】災害時に備えた地域支援体制の構築

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 市町村が包括的な支援体制を確保するに当たっては、災害の発生を想定した体制構築を行う必要があり、その対応・対策の方向性について、福祉の関連計画においても具体的に記載することが望ましいとされています。
- ▶ 都道府県及び市町村は、災害対策基本法の規定により、地域防災計画を策定し、予防・応急・復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が住民の生命・身体・財産を災害等から保護するための対策を定めることとされています。
- ▶ また、地域防災計画において市町村は、災害時に被災者を滞在させるための避難所を確保するとともに、高齢者や障がい者など災害時に配慮を要する方の滞在を想定し、「福祉避難所」を指定することが求められています。
- ▶ こうした被災者支援は行政の責務ですが、東日本大震災後の平成25年における法改正により、ボランティアによる防災活動が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、国及び自治体は、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めることが努力義務化されるなど、防災活動の環境整備が進められています。

(2) 基本的な進め方（課題）

- ▶ 近年の災害時は、被災者から寄せられるニーズに寄り添い、より適切で効果的な支援を行うために、被災地内外の行政組織や社会福祉協議会、NPO、ボランティア等が、災害担当の行政組織と協働で被災者支援に当たるといった流れが定着しつつあり、こうした連携・協働は、今後の被災者支援活動の更なる広がりを生み出すために不可欠な要素となっています。
- ▶ 主に社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」では、行政をはじめとした関係機関との連絡調整、被災者からのニーズ把握とボランティア活動のマッチング、資機材の調達、情報発信など、多様な被災者支援活動を行っており、大規模災害に備えるためには、平時から連携体制を確立しておくことが重要です。

【3】災害時に備えた地域支援体制の構築

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 市町村が包括的な支援体制を確保するに当たっては、災害の発生を想定した体制構築を行う必要があり、その対応・対策の方向性について、福祉の関連計画においても具体的に記載することが望ましいとされています。
- ▶ 都道府県及び市町村は、災害対策基本法の規定により、地域防災計画を策定し、予防・応急・復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が住民の生命・身体・財産を災害等から保護するための対策を定めることとされています。
- ▶ また、地域防災計画において市町村は、災害時に被災者を滞在させるための避難所を確保するとともに、高齢者や障がいのある人など災害時に配慮を要する方の滞在を想定し、「福祉避難所」を指定することが求められています。
- ▶ こうした被災者支援は行政の責務ですが、東日本大震災後の平成25年における法改正により、ボランティアによる防災活動が災害時に果たす役割の重要性に鑑み、国及び自治体は、そのボランティアとの連携に努めることが努力義務化された環境整備が進められています。

災害派遣福祉チーム(DWAT)に関する記述を追加

(2) 基本的な進め方(課題)

- ▶ 近年の災害時は、被災者から寄せられるニーズに寄り添い、より適切で効果的な支援を行うために、福祉の専門職で構成される災害派遣福祉チーム(DWAT)が活動するほか、被災地内外の行政組織や社会福祉協議会、NPO、ボランティア等が、災害担当の行政組織と協働で被災者支援に当たるといった流れが定着しつつあり、こうした連携・協働は、今後の被災者支援活動の更なる広がりを生み出すために不可欠な要素となっています。
- ▶ 主に社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」では、行政をはじめとした関係機関との連絡調整、被災者からのニーズ把握とボランティア活動のマッチング、資機材の調達、情報発信など、多様な被災者支援活動を行っており、大規模災害に備えるためには、平時から連携体制を確立しておくことが重要です。